労働者派遣契約書

　○○○○株式会社（以下「甲」という。）と、△△△△株式会社（以下「乙」という。）は、次の就業条件のもとに、労働者派遣契約を締結する。

１．業務内容

|  |
| --- |
|  |
|  |

２．就業場所

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 部署名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |

３．派遣料金

|  |  |
| --- | --- |
| 基本単価 |  |
| 残業単価 |  |
| 休日出勤単価 |  |
| 深夜単価 |  |

４．派遣先指揮命令者

|  |  |
| --- | --- |
| 職名 |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 |  |

５．派遣期間

|  |  |
| --- | --- |
| 期間の定め有りの場合期間の定め無しの場合 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日令和　　年　　月　　日から |

６．就業日

|  |
| --- |
| 派遣先年間就業カレンダーまたは勤務割表の通り |

７．就業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 就業時間①　　　　　 | 時　　分から　　時　　分まで |
| 就業時間② | 時　　分から　　時　　分まで |
| 就業時間③ | 時　　分から　　時　　分まで |
| 就業時間④ | 時　　分から　　時　　分まで |

８．休憩時間

|  |  |
| --- | --- |
| 就業時間①の場合 | 時　　分から　　時　　分までの　　分間 |
| 就業時間②の場合 | 時　　分から　　時　　分までの　　分間 |
| 就業時間③の場合 | 時　　分から　　時　　分までの　　分間 |
| 就業時間④の場合 | 時　　分から　　時　　分までの　　分間 |

９．時間外労働

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間外労働 | 有 ・ 無 | 1日　時間／1ヵ月　 時間／1年　 時間 |
| 休日労働 | 有 ・ 無 | １ヵ月につき　　回（法定休日） |

１０．安全及び衛生

|  |
| --- |
| （１）安全衛生教育に関する事項　乙は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時安全衛生教育を実施する。　甲は、派遣労働者を危険有害業務に従事させる場合は、当該業務の従事前にその危険性及び機械・安全装置の取扱方法等について、必要な安全教育を実施する。（２）健康診断の実施　派遣労働者について一般健康診断その他法令に定められた健康診断を実施する。（３）その他　甲並びに乙は、労働者派遣法第４４条から第４７条の２までの規定により自己に課された責任を負う。　派遣労働者に労働災害が発生した場合は、甲は遅滞なく派遣元責任者へ連絡する。 |

１１．派遣労働者からの苦情処理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）苦情の申し出を受ける者 | 甲 | 職　名 |  |
| 氏　名 |  |
| 連絡先 |  |
| 乙 | 職　名 |  |
| 氏　名 |  |
| 連絡先 |  |
| 苦情処理方法及び連携体制等①　甲における（１）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情処理の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。②　乙における（１）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情処理の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。③　甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 |

１２．労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

|  |
| --- |
| （１）労働者派遣契約の解除の事前の申入れ　甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。（２）就業機会の確保　甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。（３）損害賠償等に係る適切な措置　甲は、甲の責めに帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには労働者派遣契約の解除を行おうとする日の少なくとも３０日前までに乙に対し、その旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は速やかに、当該派遣労働者の少なくとも３０日分以上の平均賃金に相当する額を損害賠償額として支払うこととする。甲が予告をした日と労働者派遣契約の解除を行おうとする日の間の期間が３０日に満たない場合には、少なくとも派遣労働者の当該予告の日と労働者派遣契約の解除を行おうとする日の３０日前の日との間の期間の日数分以上の平均賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。（４）労働者派遣契約の解除の理由の明示　甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。 |

１３．派遣元責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 職　名 |  |
| 氏　名 |  |
| 連絡先 |  |

１４．派遣先責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 職　名 |  |
| 氏　名 |  |
| 連絡先 |  |

１５．派遣人員

|  |
| --- |
|  |

１６．福利厚生施設の利用等

|  |
| --- |
|  |

１７．その他

|  |
| --- |
|  |

　本契約の成立を証するため、

本書２通を作成して、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）

○○○○株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　　　　　　印

（乙）

△△△△株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　　　　　　印